



2018年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社カネカ
代表者名 代表取締役社長 角倉 護
問合せ先 総務部長 片山 悟
(TEL 06-6226-5050)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、2018年6月28日開催予定の第94回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、2018年10月1日までに、全ての国内上場会社の株式売買単位を100株に統一することを目指しております。

東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する当社としては、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年10月1日

(4) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に設定することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 当社普通株式

②併合の方法 2018年10月1日をもって、2018年9月30日（実質上、9月28日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2018年3月31日現在）	350,000,000株
併合により減少する株式数	280,000,000株
併合後の発行済株式総数	70,000,000株

※上記は株式併合割合等に基づき算出した理論値であります。

④併合により減少する株主数（2018年3月31日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	15,015名（100.0%）	350,000,000株（100.0%）
5株未満所有株主	448名（3.0%）	825株（0.0%）
5株以上所有株主	14,567名（97.0%）	349,999,175株（100.0%）

※上記の株主構成を前提として株式併合を実施した場合、現在5株未満の株式を所有している株主様448名は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑤1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

⑥併合の効力発生日における発行可能株式総数

1億5,000万株

⑦併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴い、定款の一部変更を行います。なお、会社法第182条第2項及び第195条第1項の規定に従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容（下線部は変更箇所）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>7億5,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>1億5,000万株</u> とする。
(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

(3) 変更の効力発生日

2018年10月1日

(4) 変更の条件

本株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	2018年5月11日
定時株主総会開催日	2018年6月28日
単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日	2018年10月1日

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株主併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となっている株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を1, 000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（2007年11月27日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の株式売買単位を100株に統一することを目標としております。東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場している当社としては、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位（単元株式数）を1, 000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に設定することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようにになりますか？

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2018年9月30日（実質上、9月28日）の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日（2018年10月1日予定）の前後で、株主様のご所有の株式数や議決権数は、次のようになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,551株	1個	310株	3個	0.2株
例②	1,000株	1個	200株	2個	0株
例③	714株	0個	142株	1個	0.8株
例④	445株	0個	89株	0個	0株
例⑤	37株	0個	7株	0個	0.4株
例⑥	1株	0個	0株	0個	0.2株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記①、③、⑤、⑥の場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（上記の例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。確かに、株主様のご所有の株式数は、併合前の5分の1になりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記Q 3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括で処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買増しまたは買取りをしてもらえますか？

A 7. 株式併合の効力発生日前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 8. 今回の株式併合により株主様のご所有の株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただきますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理

由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。但し、株式併合によって生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9. 次のとおり予定しております。

2018年	5月11日	取締役会決議日
2018年	6月28日	定時株主総会決議日
2018年	9月25日	1,000株単位での売買最終日
2018年	9月26日	100株単位での売買開始日
2018年10月	1日	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
2018年11月上旬		株主様へ株式割当通知の発送（予定）
2018年12月上旬		端数株式相当分の処分代金のお支払い（予定）

※当社株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777（通話料無料 受付時間9時から17時まで）

以 上